

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月31日現在

機関番号：25201

研究種目：若手研究（A）

研究期間：2010～2012

課題番号：22683003

研究課題名（和文） 新視角に基づく竹島／独島の総合的研究

研究課題名（英文） Synthetic research to Takeshima/Dokdo based on the new analysis viewpoint

研究代表者

福原 裕二（FUKUHARA YUJI）

島根県立大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：30382360

研究成果の概要（和文）：

いわゆる‘竹島問題’では不可視な対象となっているが、竹島という‘存在’によって影響を受けざるを得ない人々・地域がある。本研究は、かかる人々・地域に注視しつつ、竹島を考察した。現在、日韓間に生じている日本海西部海域の漁業実態を見る限り、仮に領有権紛争が「いずれかの望む通りに」、「解決」されたとしても、それは漁業問題の解決を意味しない。新視角に基づく竹島の総合的検討の結果、漁業問題と領土問題の交錯した状況を浮き彫りにすることとなったということが、本研究の概括的な結論である。

研究成果の概要（英文）：

It is widely acknowledged that there have been some conflicts between Japan and Korea over fishery, in the context of the territorial dispute over Takeshima/Dokdo. Could such conflicts be resolved if the territorial dispute were settled? The answer seems negative.

At the moment, Japan and Korea define provisional waters in the Sea of Japan/East Sea due to the territorial dispute over Takeshima/Dokdo. In the provisional waters, there have been various troubles, which may easily be turned into fishery disputes at state level. Many of these troubles have occurred in what is defined as Japanese side of the provisional water. There have also been troubles of the same nature in Japanese territorial sea, outside the provisional waters. These facts suggest that the issues over fishery would not be resolved even if the territorial dispute over Takeshima/Dokdo were settled.

The common discourse and knowledge on the territorial dispute over Takeshima/Dokdo have often blurred this reality of the situation. While the situation has been largely invisible, there have been various efforts of private operators to prevent the troubles in fishing. Yet such deliberations at private level cannot prevent the troubles in the waters defined at the state level. The issues faced by fishery operators are not as simple as the territorial problems.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2011年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2012年度	1,600,000	480,000	2,080,000
総計	5,200,000	1,560,000	6,760,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：外交史・国際関係史

## 1. 研究開始当初の背景

日韓双方が領有権を主張する竹島（韓国名：独島）をめぐる学術的な研究は、概して領有権の存在確認に汲々とする余り、日韓両国の研究者間を中心にゼロ・サム・ゲームの様相を呈している。かかる研究状況を改善すべく、‘領土ナショナリズム’の存在とその弊害を指摘する研究や竹島を主題に各種の学術会議が開催されるが、こうした成果が顧慮されることは存外少ない。

それは日韓を含めた既存研究が領有権問題（第一の視角）であれ、竹島問題の問題性を穿つもの（第二の視角）であれ、ナショナルな視点でのみ議論されてきたことに起因すると思われる。重要なことは、これら研究と相互補完的に、竹島という‘存在’によって影響を受けざるを得ない人々・地域に立脚した（第三の視角による）研究を進めることであり、具体的には日韓両国の関係地方自治体や人々にとって竹島はどんな意味や利害、関係性を有するのか、如何にこれを取り扱ってきたのかを解明することである。その際に留意すべきは、竹島研究における基本的な視角・接近方法と問題意識を共有する、日韓をはじめとする国内外研究者との密な連携による研究の展開である。

これまで研究代表者（福原）は、平成19年度から3か年に渉る科研費（若手研究B、課題番号：19730128）の交付を受け、日韓双方の竹島周辺海域における漁業の数量的な実態解明を軸とする研究を遂行してきた。だがその一方で、竹島研究における新たな視角を意識するとともに、その視角に基づく研究の実践と数量的な接近・把握のみならず、地域や人々の認識のレベルの考察、国家・地域・人々それぞれの利害関係の中身を一層考究し、さらにこうした成果に依拠しつつ、広義の竹島問題を含んだ北東アジアに拓く日本海（韓国名：東海）の公共財としての秩序形成の可能性に言及しなければ、第三の視角に基づく学術研究の有用性、研究成果の社会化において説得力を欠くのではないかとの課題を抱くに至った。加えて、竹島研究の学術的定立と状況改善に資するべく、より実質的な日韓を含む国内外研究者との連携を図る必要性を痛感することになった。

こうして、国内では研究代表者が代表を務める学術研究組織を通じて、国外では2度の国際学術大会、1度の関係学会における基調講演などを通じて、研究成果を発表するとともに、継続して研究を進展させる傍ら、独自の視角を提示し、研究枠組みの共有と連携の呼びかけを行ってきた。これらの努力が奏功し、2009年度内には、研究代表者が関わる学術研究組織の枠内で日韓若手研究者による共同研究体制を敷くことができ、またロシア国立海洋大学の研究者と共同で、北東アジア

地域の漁業の秩序形成を含む社会経済的課題の共有化を考察・展望する研究を発足させるに至った。さらに、本研究を進める上で必須となる多くの新資料の発掘が進むと同時に、これを裏付け補完する聞き取り調査協力の内諾を得ることに成功した。このように、本研究の展望が開け、これを進めるにあたり支障となる要件がほぼ完全にクリアされたことに鑑み、本研究を開始するに至る。

## 2. 研究の目的

本研究は、竹島研究において研究代表者が独自に提起した、「竹島／独島研究における第三の視角」に基づき、この研究に関わる新資料の実証的分析をもとに、実態研究によって得られる知見を加味して、‘竹島問題の発見’以降の国・地域・人々のそれぞれの竹島の位相を明らかにする試みであった。また、これによって導出された成果を土台に、北東アジアに拓く地域公共財としての日本海の在り方を展望した。

具体的には、次の諸点の解明を試みた。第一に、従来研究の発展研究として、①日韓両国政府の「竹島／独島の取扱」の再検証、②竹島を所管する島根県の竹島を巡る動態の再検証、③日韓漁業交渉の争点と内容の再検証。第二に、新たな研究展開として、①李承晩ライン宣布による日本漁船拿捕の実態究明、②鬱陵島漁業の史的展開と実態の解明、③漁業管理政策から見た戦後日韓ソ（ロ）漁業秩序形成史の整理。

## 3. 研究の方法

本研究は、新資料の発掘と調査対象の発見・多元化に立脚して、第一に、研究代表者の従来研究成果の再検証と空白の穴埋めによる、日韓両国政府・関係自治体の竹島に対する取り組みの史的解明、第二に、地域・人々と竹島との関係性、認識に深く密接する李承晩ライン宣布による拿捕、近現代鬱陵島漁業の実態解明という新研究の展開の大きく二つの実証研究、並びにこれらの研究蓄積に日ソ（ロ）・韓ソ（ロ）間の漁業秩序形成史とその過程における緊張・協力関係の分析を加味して、日本海の共同利用の可能性を展望するという課題を持っている。これを踏まえ、本研究では、収集史資料に基づく実証的分析を支柱とし、実態研究（関係漁業の定量把握、関係者への聞き取り調査など）によって得られた知見・情報を加味して、課題の解明に迫る方法を採用した。

その具体的な調査内容と方法は、次の（1）～（5）の通りである。

（1）竹島関係史資料の研究：①2006年以降、日本外務省が一部公開してきた「日韓会谈文書」の詳細な分析を通じて、李承晩ライン、漁業問題をめぐる議論、竹島問題の討議、

それぞれの「妥結」のされ方など、両国政府の「竹島／独島の取り扱い」を従来研究で用いた「韓日会談文書」（韓国外交通商部がほぼ全面的に公開した外交記録）の内容と突き合わせて再検証し、その史的展開の空白を埋める。②2010年に閲覧・複写した島根県所蔵竹島関連簿冊（33点；島根県総務部総務課が所蔵する竹島関係の現有文書群）の精緻な検討に基づき、竹島を所管する島根県の竹島を巡る動態を、従来研究で用いた「島根県総務課所蔵文書」の内容と突き合わせて再検証し、未解明部分の空白を埋める作業を行う。（2）竹島周辺海域における日韓双方の漁業実態研究：2009年に入手した西部日本海海域の「漁業別統計表」（近畿農政局刊）などにより、関係漁業の定量的把握の一層の精緻化を図るとともに、日韓両国の竹島周辺海域出漁者、「日韓民間漁業者当事者間協議」参加者への聞き取り調査を新たに敢行することによって、漁業交渉の争点と内容、争点となる漁業水域の確定過程、操業ルールや出漁に纏わる各種状況を浮き彫りにする。（3）李承晩ライン宣布による日本漁船拿捕の実態解明：李承晩ライン侵犯による拿捕時点、拿捕漁船の漁業基地・船種、捕獲地点、件数を、各種資料を基に再整理し、これを漁区図に落とししていく作業を通じて、その実数を確定する。（4）鬱陵島漁業の史的展開と実態解明：奎章閣所蔵文書、『鬱陵島友会報』、『昭和八年島行政一斑』、『昭和十三年島勢一斑』などの分析、関係者からの聞き取り調査結果に基づいて、19世紀末鬱陵島開拓令以降から日本の朝鮮植民地期に至る朝鮮人・日本人の人口動態、漁業人口、漁獲高、漁法、漁業組合の創設と展開、法的枠組みの推移などを時系列的に追跡し、当該地における漁業の創始・発展過程を明らかにする。（5）戦後日韓ソ（ロ）漁業秩序形成史の研究：既収集の日ソ・日ロ漁業関係系資料・統計、韓国外交資料館所蔵の韓ソ漁業関係外交記録などを用い、3か国間の漁業交渉の過程とその内容、漁業管理政策を析出する。

#### 4. 研究成果

ここでは、新視角に基づく竹島の総合的検討の結果、漁業問題と領土問題の交錯した状況を浮き彫りにすることとなった点を中心に述べる。その際、とくに竹島の価値にまつわる概説、日本海西部海域の実態について論究する。

竹島は、日本政府の認識に基づけば、島根県隠岐郡隠岐の島町に所在する、口座名を「竹島防禦区」とし、区分を「土地」、種目を「原野」とする国有財産である。このため、竹島は財務省が定める国有財産台帳に記載され、その価格が明記されている。それによれば、「竹島防禦区」の現在額は、2010年1

月4日現在で、数量が23万1,371.89平方メートル、価格が500万1,825円である。

一方、韓国政府の認識に基づけば、独島は慶尚北道蔚陵郡蔚陵邑独島里に所在する、天然記念物第336号及び特定島嶼第1号である。この公示価格は、『2008年 公示地価』によれば、蔚陵邑独島里20に所在する「独島西島」（地目：林）が、3,344万6,840ウォン（面積8万8,018.0平方メートルに対し、公示地価が380ウォン／平方メートル）、蔚陵邑独島里27に所在する「独島東島」（地目：雑）が、2億5,28万ウォン（面積1,945.0平方メートルに対し、公示地価が13万ウォン／平方メートル）であり、これを合計すれば、2億8,629万2,840ウォン（日本円で約3,275万円：2008年1月31日現在の現金売り相場100ウォン＝11.44円で計算）である。

以上の価額数字は、日本及び韓国のそれぞれの国内地価を反映し、相対的に定めたものであろう。なお、日本と韓国ではその価格に相当な開きがあるものの、これはそもそも参照した出所に性質の違いがあり、また国有財産と天然記念物という土地の位置づけの違い、さらに日本は竹島を韓国に不法占拠されている領土であるとしてその土地の利用が不可能であるのに対して、韓国はこれを実力支配し、灯台、船舶の接岸施設、住民宿所などの建設を通じて土地利用を行っているなどの違いにより生じているものと考えられる。従って、双方の価額の比較は全く意味をなさないものの、竹島の価値を考察することに関する限り、興味深い数字であることは間違いない。

次に、竹島周辺一帯の漁場としての価値についてである。これに関しては、現状で竹島より12カイリの幅の海域（及びそのごく近い周辺の海域）に日本の漁船は事実上出漁することができないし、これらを含めた日本海における漁場別の漁業統計も入手することが極めて困難であるため、推測するより他はない。この際に参考となるのが、島根県総務部総務課総務予算グループ所蔵の「竹島関係文書」（現有文書）である。

島根県は同県の漁船が竹島より12カイリの幅の海域に出漁することができなくなり、「沖合いか釣り漁船及びずわいがにかご漁船は、……漁獲の減収をみるに至ったため」、竹島周辺漁業緊急対策資金による緊急融資を実施した（1978年6月8日）。これに先立ち、島根県は同県の漁船が竹島周辺から退去させられたことによる漁獲減収見込みを調査しまとめた。これに従えば、1978年5月1日から6月中下旬までの期間、「竹島問題が発生しなかった場合の漁獲見込み」は、沖合いか釣り漁業が870トン、5億2,200万円で、べにずわいがにかご漁業が180トン、2,916万円（合計で1,050トン、5億5,116万円）

であるから、仮に沖合いか釣り漁業の漁期を周年、ベにずわいがにかご漁業の漁期を11月から6月までとすれば、総計で5,940トン、32億4,844万円の漁獲が竹島周辺において見込めることが推定される。だが、この推定数字は通年で漁獲される数量及び金額が同じであることを前提とし、他県の漁船と他の魚種漁業については看過している憾みがある。

そこで次に検討したいのが、1975年頃に大日本水産会が推計したと思われる資料である。そこでは、昭和49(1974)年の農林統計、水産物流統計、年報、漁港別水揚量、価格の全国平均価格を基に、「現在、竹島周辺で漁業がおこなわれるとすれば次のような漁業と漁獲が見込まれるものと島根県庁では想定している」とした上で、「竹島周辺漁場で現在行われている漁業」をいか釣り漁業、ベにずわいがにかご漁業とし、それらの現状と漁獲量・金額を加味して、表にまとめている(表は略)。この表によれば、全体で6万7,351トン、約76億6,830万円の漁獲が竹島周辺の漁場において見込めることになる。しかし、この表もまた、当該時期において実際には漁獲不可能なアシカ漁業が含まれていたり、漁業実績のない魚種漁業が算定されたりしている憾みがある。さらに言えば、現在より40年足らず前の推計であり、現状を知るには不十分である。

そこで未だ不正確の感否めないものの、日本水産会が推計したと思われる資料を基に、現在により近い各種統計を参考にしつつ、竹島の漁業的価値について筆者が推計を試みた。その推計に基づく、全体で約2万1,489トン、約114億1,478万円の漁獲が竹島周辺の漁場において見込めることになる。無論、この推計は先のそれと同様に、この海域において何ら規制なく漁業が遂行できることを前提としており、現状を正確に把握できるものとは言い難い。だが、他に推計可能な資料が存在しないことに鑑み、ここでは筆者の推計数字を竹島の漁業的価値と考え、議論を進める。

一方、韓国における独島の漁業的価値については、便宜的に韓国の先行研究(ユスンフン「独島の経済的価値評価」『独島研究ジャーナル』第8号[2009年冬]、2010年1月15日、48-52頁)を利用する。そこでは、「海洋生物資源」がここでの漁業的価値に対応し、「海洋生物資源の価値は、市場で取引されている水産物の生産実績を根拠にして明らかにすることができる」としている。その上で、「慶尚北道蔚陵郡庁によれば、2007年基準で独島の隣近水域の漁業生産量は約9,492万ウォン(日本円で約1,297万円:筆者注)」であるとして、海洋生物資源の数字を挙げている。これを韓国における独島の漁業的価値としておこう。また、同レポートでは、海洋生

物資源のほかに、「観光価値」についても推計を行っている。それによれば、2008年基準で約514億800万ウォン(日本円で約45億1,480万円)を見積っている。

その他に、竹島の価値を数量的に把握する素材として、燐鉱開発による収益、メタンハイドレートやリン酸塩などの海底鉱物資源が考えられるものの、現状においてはそれらの実在が未把握であるばかりか、その価値の推計を行う手だてがないために、ここでの検討対象には含めない。

これらの他方、竹島の存在またはその領有権問題の未解決のために生じている支出(ないしは損失)も実在する。そのもっとも大きなものは、竹島の帰属が未決であるために秩序づけられた、新日韓漁業協定(1999年)に基づく暫定水域管理体制が韓国漁船によって遵守されないことから生じている。その損失の試算は、1999年から2006年までの累計8年間で約578億円である。

また、日韓双方でしばしば報道されているように、竹島領有権問題の実在のために、両国政府や竹島が所在する地方自治体が様々な形で負担している支出もある。日本政府によるこの種の支出は明らかでないが、島根県が平成23(2011)年度予算に「竹島領土権確立対策事業」として計上している額は、1,451万円である。一方、韓国政府が国会に提出した2012年度予算案のうち、外交通商部が計上した「独島関連予算」は5億4,200万ウォン(日本円で約3,650万円)で、国土海洋部のそれは440億8,700万ウォン(日本円で約30億8,600億円)である。

以上のように俯瞰してみると、日本においては数量的に把握できる年間の竹島(とその周辺)の潜在的価値が約114億2千万円である反面、約73億円の支出(ないしは損失)を要しており、他方独島を實力支配する韓国においては、年間で約45億2,800万円の恩恵を受けている半面、約31億円の支出を余儀なくされていることが分かる。言い換えれば、日本は竹島の潜在的価値による恩恵を享受できないままに、その約2/3にあたる損失を毎年出し続けている。一方、韓国は独島を利用しながらも、実益の2/3にあたる支出を毎年計上し続けている。なお、竹島の漁業的価値についてのみ言えば、日本のそれは島根県の漁獲総量の22%、総生産額の58.1%を占める。竹島とその周辺一帯は、国全体から見ると、多くの漁獲が期待できる漁場ではないものの、これを利用する地域や漁業者にとっては、好漁場かつ死活的な漁場であることが確認できる。

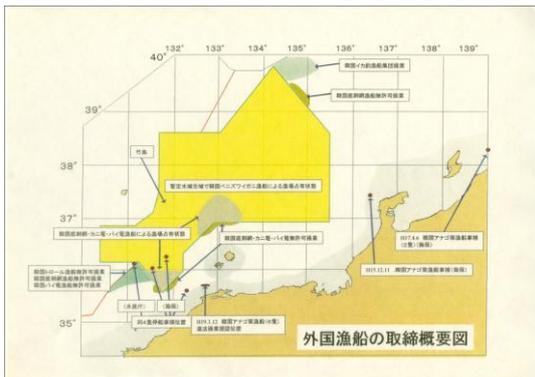
こうした損失や支出を負担しているのは、むろん地域や国民(税金)であり、とりわけ日本で言えば、享受する見込みがある価値を利用できないことで忸怩たる思いを馳せる

のもまた地域である。これが現行の竹島をめぐる取り扱ひの帰結である。もちろん、領土の帰属を確認したり、その回復を試みたり、それを保全し守護しようとする行為は、国家の存立に関わるものであり、価値の有無とは別次元の事柄なのかもしれない。それを認めた上でなお、竹島は日韓両国あるいはその特定地域・人々にとって、等しく生活の糧として重要な価値を占めるものである。一方的に実力支配する韓国は言うまでもなく、日本においても実態を踏まえた論議がなされるべきであろう。

次に、竹島周辺を含む日本海西部海域では、現今において実際にどのような漁業問題が潜んでいるかについて概観してみる。

竹島周辺海域を含む日本海西部海域の漁業秩序は、日韓間で1999年1月に発効した、いわゆる新日韓漁業協定によって守ることが取りきめられている。この際、竹島領有権問題が未決の状況下では、両国の排他的経済水域を区画することができないため、ややいびつな形の暫定水域が設定されている。この水域の設定は、大和堆などの優良漁場の暫定水域への包含可否をめぐる日韓の激しい綱引きの果てに、いびつな形で決着したと言われている。しかし、筆者がこの暫定水域を操業対象にしている漁業関係者数名に聞き取りを行ったところ、なぜかかといびつな水域なのか分からないとのことであった。それどころか、この暫定水域を操業対象としている多くの漁業関係者は、この水域の決定は漁業関係者の意向を全く反映しない形で設定されたものであると考えている。

(図1) 暫定水域における外国漁船の取締概要図



出所：5の②論文 53頁を参照下さい。

現今の竹島周辺を含む日本海西部海域では、図1に見られるような深刻な漁業問題が発生している。それらは、日本の漁業者からすれば、暫定水域内外における外国漁船の無許可・違法・集団操業、漁場の占有などである。それとともに、その海域で操業を行っている日本漁船が深刻な被害を蒙っているのは、違反・密漁漁具の投棄による資源の荒廃、

取り締まり・漁具回収のコストが甚大なことである。その違法漁具の押収位置を示したものが図2である。

(図2) 韓国漁船違法漁具押収位置図



出所：5の②論文 54頁を参照下さい。

そこでの具体的な直接・間接的損失は、すでに既述した。これらの経費や損失は、政府や地方自治体によって補填されているのももちろんであるが、休漁して漁具回収を行わなければならないかたたり、違反・密漁漁具の投棄によって漁場へ赴くことができなかつたりするなど、実質的には漁業者の負担が甚大であることは言うまでもない。

ところで、こうした竹島周辺を含む日本海西部海域における漁業問題の実態を鳥瞰してみると、次の3点に及ぶ重大な事実・可能性に気付かされる。第一に、図1及び図2を一瞥すれば明らかのように、竹島領有権問題が未決の結果として、暫定水域が設定されたにもかかわらず、外国漁船の無許可・違法・集団操業、漁場の占有や違反・密漁漁具の投棄などの漁業問題は、暫定水域内外において引き起こされているということである。第二に、そうであるとするならば、仮に韓国が主張するような形で、竹島を起点に排他的経済水域を画定したとしても、漁業問題の多くは日本側水域寄りに集中しており（つまり違反や違法を覚悟しても出漁をせざるを得ない実状であるということから）、却って韓国漁船が出漁を望む漁場が失われることになる可能性があるということである。同じく第三に、現今の漁業問題の発生位置を踏まえるなら、仮に竹島領有権問題がいずれかの領土として確定・解決されたとしても、その周辺海域を含む日本海西部海域の漁業問題は依然として残存する可能性が高いということである。

以上の事実・可能性と前述の実態とを踏まえるならば、竹島領有権問題は、もはやそれのみの視角では問題の内実を捉えることができず、その固有の存在に様々な形で影響を受けざるを得ない地域・人々のニーズにそくした問題解決を図ることは不可能であるということである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ①福原裕二、植民地朝鮮期の鬱陵島日本人社会、総合政策論叢、査読有、第25号、2013、63-79頁
- ②福原裕二、‘竹島／独島研究における新視点’からみる北東アジアの一断面、北東アジア研究、査読有、第22号、2012、37-55頁
- ③福原裕二、漁業問題と領土問題の交錯、北東アジア研究、査読有、第23号、2012、69-82頁
- ④福原裕二、鬱陵島友会と『鬱陵島友会報』、島根県第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、査読無、2012、171-196頁
- ⑤福原裕二、第二次世界大戦後の島根県と竹島、第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書、査読無、2011、48-68頁
- ⑥福原裕二、20世紀初頭の鬱陵島社会、北東アジア研究、査読有、第21号、2011、43-56頁
- ⑦福原裕二、20世紀前半の鬱陵島各種統計(第1版)、査読無、第21号、2011、89-103頁

[学会発表] (計5件)

- ①福原裕二、統計から見る植民地朝鮮期の鬱陵島社会、第3回鬱陵島フォーラム、2012年6月4日～5日、韓国鬱陵島・鬱陵ハンマウム会館
- ②福原裕二、通底する「朝鮮半島問題」の論理：北の核と領土、成蹊大学アジア太平洋研究センター共同研究プロジェクト「多元的世界の構築とアイデンティティの創生：アジア・中国の磁場から」シンポジウム、2012年9月15日～16日、成蹊大学4号館ホール
- ③福原裕二、変わりゆく鬱陵島社会、第8回松下幸之助国際スカラシップフォーラム、2012年10月20日、東京大学弥生キャンパス弥生講堂一条ホール
- ④福原裕二、韓日領土問題：脱領土の視点、建国大学校アジア・ディアスポラ研究所国際学術大会、2011年12月17日、韓国建国大学校教育科学館
- ⑤福原裕二、鬱陵島近代の初歩的考察、第1回鬱陵島フォーラム、2010年8月6日、韓国鬱陵島デアリゾート会議場

[図書] (計1件)

- ①福原裕二、たけしまに暮らした日本人たち、風響社、2013、65

[その他]

ホームページ等

- ①竹島／独島関係史・資料(島根県立大学北東アジア地域研究センターホームページ内)、  
<http://hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/61library/>
- ②韓・日会談文書目録1948～67(同上)、  
<http://hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/61library/>
- ③日韓関係(1952～74年)文書目録第13次公開分(同上)、  
<http://hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/61library/>
- ④NEAR NEWS(同上)、  
<http://hamada.u-shimane.ac.jp/research/organization/near/42news/>
- ⑤竹島／独島研究会『学術研究としての竹島／独島研究の定立のために：領有権問題をめぐる堂々めぐりを超えて』第1回竹島／独島研究会レジュメ集、2009年7月3日(未刊行)
- ⑥竹島／独島研究会『学術としての独島／竹島研究の定立のために：領有権問題の論争を超えて』第2回竹島／独島研究会レジュメ集、2009年10月29日(未刊行)
- ⑦竹島／独島研究会『日韓領有権問題をめぐる国家・地域・歴史の交錯』第3回竹島／独島研究会レジュメ集、2010年7月23日(未刊行)
- ⑧竹島／独島研究会『未来志向的な韓日関係のために：国境問題を超えて』第4回竹島／独島研究会レジュメ集、2010年12月11日(未刊行)
- ⑨竹島／独島研究会『学術としての独島／竹島研究の定立のために：‘低国境’時代の日韓関係における竹島／独島の含意』第5回竹島／独島研究会レジュメ集、2011年7月16日(未刊行)
- ⑩竹島／独島研究会『独島／竹島研究の新たな地平のために』第6回竹島／独島研究会レジュメ集、2012年2月28日(未刊行)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

福原 裕二 (FUKUHARA YUJI)  
島根県立大学・総合政策学部・准教授  
研究者番号：30382360